

6-1 計算書類

1 【総論】

1. 計算規定の役割

(1) 分配可能額算定目的

株主有限責任の原則(会法104)の制度的裏付けとして、法による規制を行なう必要性がある。

(2) 情報提供目的

会社債権者の債権回収の可能性の判断や、株主の将来の業績の予測等、全社の利害関係者が意思決定を行なう前提となる資料を提供する必要性がある。

2. 会計の原則(会法431)

株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

2 【会計帳簿】

1. 会計帳簿の作成および保存(会法432)

株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成し、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、会計帳簿およびその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

2. 会計帳簿の閲覧請求

(1) 株主の閲覧または謄写の請求(会法433①②)

総株主の議決権の3%(定款で軽減可)以上の議決権株主または発行済株式(自己株式を除く)の3%(定款で軽減可)以上の数の株式を有する株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、その理由を明らかにして、会計帳簿(またはこれに関する資料)の閲覧または謄写の請求をすることができる。

なお、株式会社は、拒否事由があるときは、この請求を拒むことができる。

(2) 親会社社員の閲覧または謄写の請求(会法433③④)

株式会社の親会社の社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、その理由を明らかにして、この請求をすることができる。

なお、裁判所は、拒否事由があるときは、この請求を許可することができない。

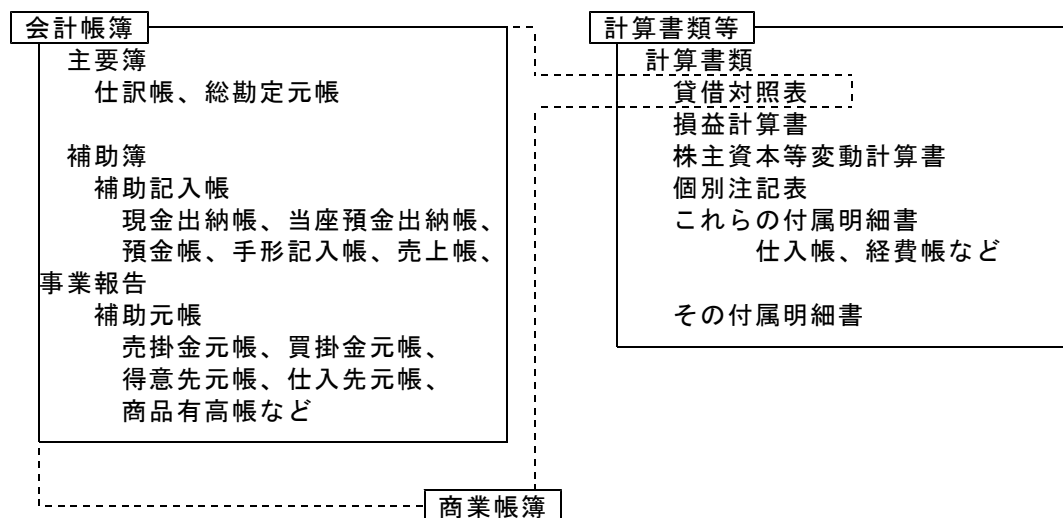
(3) 拒否事由(会法433②)

- ① その権利の確保または行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- ② 株式会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
- ③ 株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営みまたはこれに従事するものであるとき。
- ④ 会計帳簿またはこれに関する資料の閲覧(または謄写)によって知り得た事実を、利益を得て第三者に通報するため請求したとき。
- ⑤ 過去2年以内において、会計帳簿またはこれに関する資料の閲覧(または謄写)によって知り得た事実を、利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

※ 債権者には、計算書類の閲覧請求権はあるが、会計帳簿の閲覧請求権はない。

3. 会計帳簿の提出命令(会法434)

裁判所は、申立てにより(または職権で)、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部または一部の提出を命ずることができる。



③【計算書類等】

1. 計算書類等の作成および保存

(1) 計算書類等の作成(会法435①②③)

株式会社は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表、各事業年度の計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)および事業報告、ならびにこれらの附属明細書を作成しなければならない(電磁的記録も可)。

(2) 計算書類の保存(会法435④)

株式会社は、計算書類を作成した時から10年間、その計算書類およびその附属明細書を保存しなければならない。

2. 計算書類等の監査等

(1) 計算書類等の監査(会法436①②)

以下の会社では、各事業年度の計算書類等の監査を受けなければならない。

①会計監査人設置会社

・計算書類およびその附属明細書

⇒ 監査役(委員会設置会社では、監査委員会)および会計監査人

・事業報告およびその附属明細書

⇒ 監査役(委員会設置会社では、監査委員会)

②監査役設置会社(会計監査人設置会社を除く)

計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書 ⇒ 監査役

③会計限定監査役の設置会社

計算書類およびその附属明細書 ⇒ 会計限定監査役

※ 事業報告を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成する(会規129②)。

(2) 取締役会の承認(会法436③)

取締役会設置会社では、(監査を受けた)各事業年度の計算書類および事業報告、ならびにこれらの附属明細書は、取締役会の承認を受けなければならない。

3. 計算書類等の株主への提供および株主総会における承認等

(1) 計算書類等の株主への提供(会法437)

取締役会設置会社では、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、取締役会の承認を受けた計算書類および事業報告(監査が必要なものは、監査報告または会計監査報告を含む)を提供しなければならない。

(2) 計算書類等の定時株主総会への提出等(会法438①)

取締役は次の計算書類および事業報告を定時株主総会に提出(または提供)しなければならない。

①取締役会設置会社

会法436の承認を受けた計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書

②会計監査人設置会社または監査役設置会社(取締役会設置会社を除く)

会法436の監査を受けた計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書

③上記以外の会社(会法435②)

計算書類および事業報告

(3) 計算書類等の承認および報告(会法438②③)

株主総会に提出(または提供)された事業報告の内容を報告し、計算書類は承認を受けなければならない。

(4) 会計監査人設置会社の特則(会法439、会計規135)

会計監査人設置会社では、監査役および会計監査人の承認を受けた計算書類が、承認特則規定の要件に該当する場合には、定時株主総会における承認を受けなくてもよい。

この場合には、取締役は、その計算書類の内容を定時株主総会に報告しなければならない。

4. 計算書類の公告

(1) 貸借対照表の公告(会法440①)

株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表(大会社では、貸借対照表および損益計算書)を公告しなければならない。

(2) 官報等による場合(会法440②、会法939①一、二)

公告方法が官報または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法である会社は、貸借対照表(大会社では、貸借対照表および損益計算書)の要旨を公告することで足りる。

(3) 継続して電磁的方法で提供する場合(会法440③、会法939①一、二)

公告方法が官報または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法である会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表の内容である情報を、定時株主総会の終結の日後5年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。

この電磁的方法による公開を行った場合は、官報等による計算書類の公告は不要である。

(4) 有価証券報告書を提出する場合の特例(会法440④)

金商法24①の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社は、計算書類の公告は不要である。

5. 臨時計算書類

(1) 臨時計算書類の作成(会法441①)

株式会社は、最終事業年度の直後の事業年度に属する一定の日(臨時決算日)における会社の財産の状況を把握するため、法務省令で定めるところにより、以下の臨時計算書類を作成することができる。

①臨時決算日における貸借対照表

②臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間に係る損益計算書

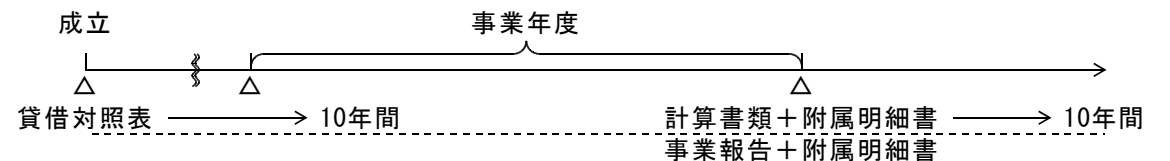
※ 会社法では、1事業年度中に何回でも剰余金の配当が可能である(会法453、会法454)。

配当の際、配当日における剰余金の金額に基づいて配当が行われるので、決算期後の損益を反映させた計算書類が必要となる。

(2) 臨時計算書類の取扱い(会法441②③④)

監査役または会計監査人の監査、取締役会の承認、株主総会の承認等の取扱いについては、通常の計算書類に関する取扱いと同じである。

ただし、株主総会の招集通知における提供および公告は不要である。



4 【計算書類等の備置きおよび閲覧等】

1. 計算書類等の備置き

(1) 本店での備置き(会法442①)

株式会社は、以下の「計算書類等」を、一定の期間、その本店に備え置かなければならない。

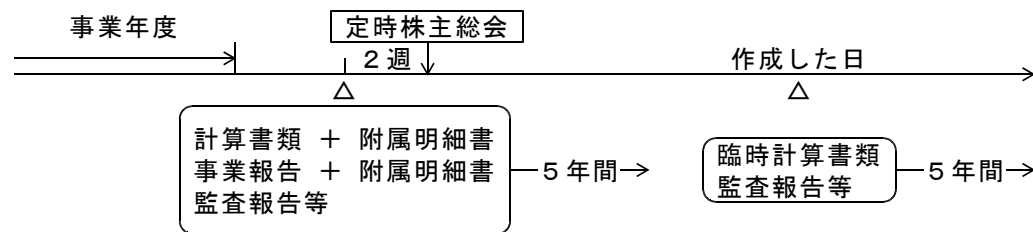
- ① 計算書類、事業報告、これらの附属明細書(監査報告および会計監査報告を含む)
  - ・ 定時株主総会の日 の2週間(取締役会非設置会社では、1週間)前日から 5年間  
(株主総会決議の省略(会法319①)の場合には、その提案があった日から 5年間)
- ② 臨時計算書類(監査報告および会計監査報告を含む)
  - ・ 臨時計算書類を作成した日から 5年間

(2) 支店(会法442②)

株式会社は、以下の計算書類等の写しを、一定の期間、その支店に備え置かなければならない。

- ① 計算書類、事業報告、これらの附属明細書(監査報告および会計監査報告を含む)の写し
  - ・ 定時株主総会の日 の2週間(取締役会非設置会社では、2週間)前日から 3年間
  - ・ 株主総会の決議の省略の場合には、取締役または株主の提案があった日から 3年間
- ② 臨時計算書類(監査報告および会計監査報告を含む)の写し
  - ・ 臨時計算書類を作成した日から 3年間

ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であり、支店における閲覧または交付の請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この備置きは不要である(会法442②但書)。



2. 計算書類等の閲覧請求等

(1) 株主または債権者の閲覧または交付の請求(会法442③)

株主および債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、計算書類等の閲覧の請求、謄本(または抄本)の交付の請求をすることができる(交付の費用は請求者の負担)。

(2) 親会社社員の閲覧または交付の請求(会法442④)

株式会社の親会社の社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、この請求をすることができる(交付の費用は請求者の負担)。

3. 計算書類等の提出命令(会法443)

裁判所は、申立てにより(または職権で)、訴訟の当事者に対し、計算書類およびその附属明細書の全部または一部の提出を命ずることができる。

5 【連結計算書類】

1. 連結計算書類の作成

(1) 会計監査人設置会社(会法444①②)

会計監査人設置会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度の連結計算書類を作成することができる(電磁的記録でも可)。

(2) 大会社であり有価証券報告書の提出義務のある会社(会法444③)

事業年度の末日において大会社であり、金商法24①により有価証券報告書を提出しなければならないものは、その事業年度の連結計算書類を作成しなければならない。

2. 連結計算書類の監査(会法444条④)

連結計算書類は、法務省令で定めるところにより、監査役(委員会設置会社では、監査委員会)および会計監査人の監査を受けなければならない。

(1) 取締役会設置会社(会法444⑤⑥、⑦一)

適法な監査を受けた連結計算書類は、取締役会の承認を受けなければならない。

取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、この承認を受けた連結計算書類を提供し、かつ、定時株主総会にも提出(または提供)して、その内容および監査の結果を報告しなければならない。

(2) 取締役会非設置会社(会法444⑦二)

取締役は、適法な監査を受けた連結計算書類を定時株主総会に提出(または提供)し、その内容および監査の結果を定時株主総会に報告しなければならない。

	株主総会 招集通知	承認	備置	公告
計算書類	添付要	必要	必要	必要
臨時計算書類	添付不要			不要

6-2 資本金と準備金

1 【資本金および準備金】

1. 資本金の額(会法445①②③)

資本金とは、会社財産を確保するための基準となる一定の金額である。

株式会社の資本金の額は、原則として、設立または株式の発行に際して株主となる者が、その株式会社に対して払込みまたは給付をした財産の額とする。

ただし、この払込みまたは給付の額の1/2以下の額については、資本金とせず、資本準備金として計上することができる。

2. 準備金の額(会法445④)

準備金とは、資本の欠損に備えるために会社法が積立を強制するものである。

剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、その剰余金の配当により減少する剰余金の額の10分の1の額を資本準備金または利益準備金として計上しなければならない。

3. 合併等の場合の資本金または準備金の金額(会法445⑤)

合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転に際して資本金または準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。

4. 剰余金の額(会法446)

剰余金の額は、以下の「(1)から(4)の合計額」から、「(5)から(7)の合計額」を減じた額である。

(1) 最終事業年度の末日における①②の合計額から③～⑤までの合計額を減じた額

①資産の額、②自己株式の帳簿価額の合計額

③負債の額、④資本金および準備金の額の合計額

⑤その他、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

(2) 最終事業年度の末日後に自己株式の処分をした場合

その自己株式の対価の額から、その自己株式の帳簿価額を控除した額

(3) 最終事業年度の末日後に資本金の額の減少をした場合

その減少額(その減少額の全部または一部を準備金とする場合の準備金となる額を除く)

(4) 最終事業年度の末日後に準備金の額の減少をした場合

その減少額(その減少額の全部または一部を資本金とする場合の資本金となる額を除く)

(5) 最終事業年度の末日後に自己株式の消却をした場合

その消却した自己株式の帳簿価額

(6) 最終事業年度の末日後に剰余金の配当をした場合

以下の①～③までの合計額

①配当財産の帳簿価額の総額(金銭分配請求権を行使した株主に割り当てた当該配当財産の帳簿価額を除く)

②金銭分配請求権を行使した株主に交付した金銭の額の合計額

③基準未満株式の株主に支払った金銭の額の合計額

(7) その他、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

※ 資本金(および準備金)の額は、定款に記載しなくてもよい。

※ 自由に資本金の額を減少することは許されないとする原則を「資本不変の原則」という。

【参 考】

貸借対照表

【資産の部】		【負債の部】	
I 流動資産		I 流動負債	
II 固定資産		II 固定負債	
III 繰延資産			
		【純資産の部】	
		I 株主資本	
		II 評価・換算差額	
		III 新株予約権	

【純資産の部】			
I 株主資本			
1. 資本金		×××	
2. 新株式申込証拠金		×××	
3. 資本剰余金			
(1) 資本準備金	×××		
(2) その他資本剰余金	×××		
資本剰余金合計			×××
4. 利益剰余金			
(1) 利益準備金	×××		
(2) その他利益剰余金			
〇〇積立金	×××		
繰越利益剰余金	×××		
利益剰余金合計			×××
5. 自己株式		△×××	
6. 自己株式申込証拠金		△×××	
株主資本合計			×××
II 評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金		×××	
2. 繰延ヘッジ損益		×××	
3. 土地再評価差額金		×××	
評価・換算差額等合計			×××
III 新株予約権			×××
純資産合計			×××

2 【資本金の額の減少および準備金の額の減少】

1. 資本金の額の減少

(1) 原則(会法447①②、会法309②九)

資本金の額を減少するには、株主総会の特別決議により、以下の事項を定めなければならない。

- ①減少する資本金の額(効力発生日における資本金の額を超えてはならない)
- ②減少する資本金の額の全部または一部を準備金とするときは、その旨および準備金とする額
- ③資本金の額の減少の効力発生日

(2) 資本の欠損填補の場合(会法447①②、会法309②九かっこ書)

資本の欠損填補の場合は、株主総会の普通決議により、資本金の額を減少することができる。

(3) 結果的に資本金の額が減少しない場合(会法447③)

株式発行と同時に資本金の額を減少する場合において、効力発生日後の資本金の額が同日前の資本金の額を下回らないときは、取締役会の決議(非設置会社では、取締役の決定)で可。

※ 反対株主の株式買取請求権はない。

2. 準備金の額の減少

(1) 原則(会法448①②)

準備金の額を減少するには、株主総会の普通決議により、以下の事項を定めなければならない。

- ①減少する準備金の額(効力発生日における準備金の額を超えてはならない)
- ②減少する準備金の額の全部または一部を資本金とするときは、その旨および資本金とする額
- ③準備金の額の減少の効力発生日

(2) 結果的に資本金の額が減少しない場合(会法448③)

株式発行と同時に準備金の額を減少する場合において、効力発生日後の準備金の額が同日前の準備金の額を下回らないときは、取締役会の決議(非設置会社では、取締役の決定)で可。

(3) 会計監査人設置会社の特例(会法459①三)

減少する準備金の額が、定時株主総会(または取締役会)の承認日における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えないときは、以下は取締役会の決議事項で可。

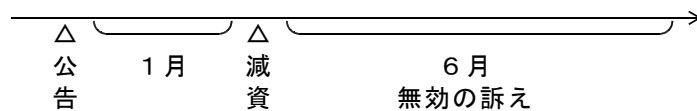
- ・減少する準備金の額(効力発生日における準備金の額を超えてはならない)
- ・準備金の額の減少の効力発生日

※ 決議

	通常の減少	欠損填補の場合	結果的に減少しない
資本金	株主総会の特別決議	株主総会の普通決議	取締役会の決議
準備金			—
剰余金			

※ 債権者保護手続

資本金	債権者保護手続 要	債権者保護手続 不要	—
準備金	(資本金への振替を除く)		
剰余金			



3. 債権者保護手続

(1) 債権者保護手続を要する場合(会法449①)

株式会社が資本金または準備金の額を減少する場合(準備金から資本金への振替を除く)には、株式会社の債権者は、資本金または準備金の額の減少について異議を述べることができる。

ただし、定時株主総会の決議により準備金の額を減少する場合で、減少する準備金の額が、同日(または取締役会の承認日)における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えないときは、この限りでない。

(2) 債権者に対する公告および催告(会法449②③、会法939①二、三)

株式会社の債権者が異議を述べることができる場合には、会社は以下の事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

ただし、官報のほか、定款の定めに従い、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法(または電子公告の方法)で公告するときは、各別の催告は不要である。

- ①資本金または準備金の額の減少の内容
- ②会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの
- ③債権者が一定の期間(1ヶ月以上)内に異議を述べることができる旨

(3) 期間内に異議を述べなかった場合(会法449④)

債権者は、資本金または準備金の額の減少について承認をしたものとみなす。

(4) 期間内に異議を述べた場合(会法449⑤)

株式会社は、異議を述べた債権者に対し、弁済し、もしくは相当の担保を提供し、またはその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

ただし、資本金または準備金の額の減少をしても債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(5) 資本金の額の減少または準備金の額の減少の効力発生日(会法449⑥⑦)

資本金の額の減少または準備金の額の減少は、定められた効力発生日にその効力を生ずる。

ただし、債権者保護手続が終了していない場合は、これが終了したときに効力が生ずる。

なお、会社は、効力発生日を変更することができる。

3 【剰余金の処分による資本金の額の増加および準備金の額の増加】

1. 資本金の額の増加(会法450)

株式会社は、株主総会の普通決議により以下の事項を定め、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することができる。

- ①減少する剰余金の額(②の日における剰余金の額を超えてはならない)
- ②資本金の額の増加の効力発生日

2. 準備金の額の増加(会法451)

株式会社は、株主総会の普通決議により以下の事項を定め、剰余金の額を減少して準備金の額を増加することができる。

- ①減少する剰余金の額(②の日における剰余金の額を超えてはならない)
- ②準備金の額の増加の効力発生日

3. 剰余金についてのその他の処分(会法452)

株式会社は、株主総会の普通決議により処分する剰余金の額その他法務省令で定める事項を定め、損失の処理、任意積立金の積立て、その他の剰余金の処分をすることができる。

(資本金や準備金の増加、剰余金の配当その他株式会社の財産を処分するものを除く)

6-3 剰余金の配当

1 【剰余金の配当】

1. 剰余金の配当に関する事項

(1) 原則的事項(会法453、会法458、会法454①③)

株式会社は、株主(その株式会社を除く)に対し、剰余金の配当をすることができる。ただし、株式会社の純資産額が300万円を下回るときを除く。

剰余金の配当配当の際には、剰余金の配当の都度、株主総会の普通決議により、以下の事項を定めなければならない(1事業年度中何度でも可)。

- ① 配当財産の種類(その株式会社の株式等を除く)および帳簿価額の総額
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項  
(株主の有する株式の数に応じて配当財産を割り当てることを内容とするものに限る)
- ③ 剰余金の配当がその効力を生ずる日

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項(会法454②③)

剰余金の配当について内容の異なる種類の株式を発行しているときは、株式会社は、その種類株式の内容に応じ、以下の事項を定めることができる。

- ① ある種類の株式の株主に対して配当財産の割当てをしないこととするとき  
その旨およびその株式の種類
- ② 配当財産の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするとき  
その旨およびその異なる取扱いの内容  
(株主の有する各種類株式の数に応じて配当財産を割り当てることを内容とするものに限る)

(3) 配当財産が金銭以外の財産である場合(会法454④)

① 金銭分配請求権の付与およびその行使期間を株主総会の普通決議により定めることができる。  
(この期間の末日は、剰余金の配当の効力発生日以前でなければならない)。

※ 株式会社は、金銭分配請求権の行使期間末日の20日前までに、株主に対し、この事項を通知しなければならない(会法455①)。

※ 株式会社は、金銭分配請求権を行使した株主に対し、割当てを受けた配当財産の価額に相当する金銭を支払わなければならない(会法455②)。

この配当財産の価額は、以下の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

- ・ 市場価格のある財産である場合  
その配当財産の市場価格として法務省令で定める方法により算定される額
- ・ 上記以外の場合  
株式会社の申立てにより裁判所が定める額

② 基準未満株式を有する株主に対し配当財産の割当てをしない旨およびその数(基準株式数)を株主総会の特別決議により定めることができる。

この場合、株式会社は、基準未満株式を有する株主に対し以下の額に相当する金銭を支払わなければならない(会法456)。

$$\text{割当てた配当財産の価額として定めた額} \times \frac{\text{基準未満株式数}}{\text{基準株式数}}$$

(4) 現物配当を行う場合で、株主に金銭分配請求権を与えないとき(会法309②十)

株主総会の特別決議で定めなければならない。

(5) 中間配当(会法454⑤)

取締役会設置会社は、一事業年度の途中において1回に限り取締役会の決議によって剰余金の配当(配当財産は金銭に限る)をすることができる旨を定款で定めることができる。

2. 配当財産の交付の方法等(会法457)

配当財産は、株主名簿に記載(または記録)した株主(登録株式質権者を含む)の住所または株主が株式会社に通知した場所において交付しなければならないが、交付に要する費用は、原則として、株式会社の負担とする。ただし、日本に住所等を有しない株主等に対する交付を除く。

3. 剰余金の配当等の決定機関の特則

(1) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め(会法459①)

会計監査人および監査役会(または委員会)を設置し、取締役の任期の末日が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までである株式会社は、以下の事項を取締役会が定めることができる旨を定款で定めることができる。

また、この定款の定めがある場合には、株式会社は、これらの事項を株主総会の決議によっては定めない旨を定款で定めることができる(会法460①)。

- ① 株主との合意による自己株式の取得の場合(特定の株主からの取得の場合を除く)
  - ・ 取得する株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類および種類ごとの数)
  - ・ 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容およびその総額
  - ・ 株式を取得することができる期間
- ② 準備金の額を減少する場合に、減少する準備金の額が、定時株主総会の日(会計監査人設置会社において計算書類について株主総会の承認を要しない場合は、取締役会の承認があつた日)における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えないとき
  - ・ 減少する準備金の額
  - ・ 準備金の額の減少がその効力を生ずる日
- ③ 損失の処理、任意積立金の積立てその他の剰余金の処分(剰余金の額を減少して資本金および準備金を増加する場合、剰余金の配当その他会社の財産を処分するものを除く)をする場合
  - ・ 処分する剰余金の額その他の法務省令で定める事項
- ④ 剰余金の配当をする場合(現物配当、かつ、株主に金銭分配請求権を与えないときを除く)
  - ・ 配当財産の種類(配当をする会社の株式等を除く)および帳簿価額の総額
  - ・ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
  - ・ 剰余金の配当がその効力を生ずる日
  - ・ 株主に対して金銭分配請求権を与えるときは、その旨および金銭分配請求権を行使することができる期間
  - ・ 一定の数未満の数の株式を有する株主に対して配当財産の割当てをしないこととするときは、その旨および数

(2) 計算書類の適法性(会法459②、会法460②)

これらの定款規定は、最終事業年度の計算書類が法令および定款に従い株式会社の財産および損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合に限り、その効力を有する(会計監査人の不適正意見が表明されていれば不可)。

配 当 財 産		原則的な決定機関	決定機関の特例
金 銭 配 当		株主総会の普通決議	取締役会の決議
現物配当	金銭分配請求権あり		
	金銭分配請求権なし	株主総会の特別決議	

③【剰余金の配当規制と違法配当の責任】

1. 剰余金の配当の規制(会法458、会法461)

(1) 純資産額による制限(会法458)

株式会社の純資産額が300万円を下回る場合には、剰余金の配当はできない。

(2) 配当額の制限(会法461①)

以下の行為により株主に対して交付する金銭等(その会社の株式を除く)の帳簿価額の総額は、その効力発生日における分配可能額を超えてはならない。

①以下の事由による自己株式の取得

- ・株主または株式取得者からの譲渡制限株式の買取請求(会法138一ハ、二ハ)
- ・子会社からの取得、市場買付または公開買付による取得(会社法163、会法165①)
- ・株主との合意による取得(会法157①)
- ・全部取得条項付種類株式の取得(会法173①)
- ・相続等に係る自己株式の買取り(会法176①)
- ・所在不明株主の株式の買取り(会法197③)
- ・端株の買取り(会法234④)

②剰余金の配当(⇒違反する剰余金の配当は、強行法規に違反するものとして無効)

(3) 分配可能額(会法461②)

分配可能額とは、次の①②の合計額から③から⑥の合計額を減じた額をいう。

①剰余金の額

②臨時計算書類につき株主総会の承認を受けた場合等

- ・臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間の利益額
- ・臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間内に処分した

自己株式の対価の額

③自己株式の帳簿価格

④最終事業年度の末日後に処分した自己株式の対価の額

⑤臨時計算書につき株主総会の承認を受けた場合等

- ・臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間の損失額

⑥その他、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額



2. 剰余金の配当等に対する責任

(1) 会社に対する連帯義務(会法462①)

分配可能額を超えた剰余金の配当等が行なわれた場合には、以下の者は株式会社に対し連帯して、株主が交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う。

①金銭等の交付を受けた株主

②その行為に関する職務を行った業務執行者

- ・業務執行取締役(委員会設置会社では、執行役)、その他業務の執行に職務上関与した者

③決議された機関に議案を提案した取締役または執行役(議案提案取締役等)

(2) 過失責任(会法462②)

業務執行者および議案提案取締役等は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この連帯義務を負わない(⇒配当等を受けた株主のみが負う)。

(3) 株主の同意による免除(会法462③)

業務執行者および議案提案取締役等の連帯義務は、剰余金の配当等を行った時における分配可能額を限度として、総株主の同意により免除することができる。

(⇒分配可能額を超える部分は不可)

3. 株主に対する求償権の制限

(1) 株主に対する求償(会法463①)

分配可能額を超えた剰余金の配当等が行なわれた場合において、そのことに善意の株主は、支払義務を履行した取締役(または執行役)からの求償の請求に応ずる義務を負わない。

(2) 会社債権者の支払請求(会法463②)

分配可能額を超えた剰余金の配当等が行なわれた場合において、会社債権者は、株主に対し、その交付を受けた金銭等の帳簿価額(その額が債権者の株式会社に対する債権額を超える場合は、その債権額)に相当する金銭を自己に支払わせることができる(株主の善意・悪意を問わない)。

4. 反対株主の株式買取請求に応じて株式を取得した場合の責任

(1) 会社に対する連帯責任(会法464①、会法116①)

反対株主の株式買取請求に応じて株式を取得する場合において、その請求をした株主に対して支払った金銭の額が分配可能額を超えるときは、その職務を行った業務執行者は、株式会社に対し、連帯して、その超過額を支払う義務を負う。

(2) 過失責任(会法464①但書)

その業務執行者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

(3) 株主の同意による免除(会法464②)

この支払義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない(総株主の同意で免除可)。

5. 第三者に対する責任

(1) 第三者に損害を与えた場合(会法429①)

分配可能額を超える剰余金の配当により第三者に損害を与えた場合には、職務を行うにつき悪意または重過失のある取締役は第三者に対して損害賠償責任を負う。

(2) 計算書類の虚偽記載(会法429②一口)

取締役は、無過失を立証しない限り責任を負う。

6. その他

(1) 監査役・会計参与・会計監査人

①会社に対する責任(会法423)

分配可能額を超えた剰余金の配当について任務懈怠のある監査役、会計参与または会計監査人は、会社に対して任務懈怠に基づく損害賠償責任を負う。

②第三者に対する責任(会法429、会法423①参照)

取締役・執行役と同様に、職務を行うにつき悪意または重過失がある監査役、会計参与または会計監査人は、第三者に対しても責任を負う。

(2) 代表訴訟(会法847)

会社が取締役に対する責任追及を怠るときは、株主は代表訴訟を提起できる。

(3) 刑事責任(会法963⑤二、会法960①三)

刑事責任を負うのは取締役、執行役、監査役、会計参与であり、会計監査人は刑事責任を負わない。

4【欠損が生じた場合】

1. 自己株式の取得・剰余金の配当により期末において欠損が生じた場合の責任

(1) 対象となる行為(会法465①)

①自己株式の取得

- ・株主または株式取得者からの譲渡制限株式の買取請求(会法138一ハ、二ハ)
- ・子会社からの取得、市場買付または公開買付による取得(会社法163、会法165①)
- ・株主との合意による取得(会法157①)
- ・取得請求権付株式(会法167①)
- ・取得条項付株式(会法170①)
- ・全部取得条項付種類株式の取得(会法173①)
- ・相続等に係る自己株式の買取り(会法176①)
- ・所在不明株主の株式の買取り(会法197③)
- ・端株の買取り(会法234④)

(分配可能額の規制の規定の対象外ではあるが。。。)

②剰余金の配当

(2) 会社に対する連帯責任(会法465①)

対象となる行為をしたことによって、その行為をした日の属する事業年度の期末に欠損が生じているときは、その職務を行った業務執行者は、株式会社に対し、連帯して、

①欠損の金額

②その行為により株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額 } 少

のいずれか少ない金額を株式会社に対して支払う義務を負う。

(3) 過失責任(会法465①但書)

その業務執行者がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。

(4) 株主の同意による免除(会法465②)

この支払義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない(総株主の同意で免除可)。

※ 自己のために利益相反取引を行った取締役、利益の供与をした取締役  
⇒ 無過失責任 しかし、総株主の同意があれば、全額免除される

分配可能額を超える額の配当をした取締役  
⇒ 過失責任 しかし、総株主の同意があっても免除されない金額もある

6-4 その他の事項

1【定款の変更】

1. 原則(会法466、会法309②十一)

株式会社は、その成立後、株主総会の特別決議によって、定款を変更することができる。

2. 特例

(1) 株式分割時の発行可能株式総数の増加(会法184②)

株式会社(現に2以上の種類の株式を発行しているものを除く)は、株主総会の決議によらず、株式分割の効力発生日における発行可能株式総数をその日の前日の発行可能株式総数に分割の割合を乗じた数の範囲内で増加する定款の変更をすることができる。

(2) 株式分割と同時の単元株式数の増加等(会法191)

株式会社は、次のいずれにも該当する場合には、株主総会の決議によらず、単元株式数(種類株式発行会社にあつては、各種類の株式の単元株式数)を増加し、または単元株式数についての定款の定めを設ける定款の変更をすることができる。

①株式の分割と同時に単元株式数を増加し、または単元株式数についての定款の定めを設けるものであること

②定款変更後において各株主がそれぞれ有する株式の数を単元株式数で除して得た数 > = 定款変更前において各株主がそれぞれ有する株式の数(単元株式数を定めている場合には、その株式の数を単元株式数で除して得た数)

(3) 単元株式数の減少等(会法195①)

株式会社は、取締役会の決議(非設置会社では、取締役の決定)によって、定款を変更して単元株式数を減少し、または単元株式数についての定款の定めを廃止することができる。

3. みなす規定

(1) 取締役の選任等に関する種類株式の定款の定め廃止の特則(会法112①②)

員数に足りる数の取締役(または監査役)を選任することができないときは、種類株主総会において取締役(または監査役)を選任する旨の定款規定について、廃止されたものとみなす。